

4 / 1 4 (金) の発表

報道発表資料の配付日時 4月14日(金) 12時00分

発表項目 (行事名)	石狩振興局管内で回収されたキツネにおける高病原性鳥インフルエンザウイルス遺伝子検査の結果(高病原性確定)について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>○ 北海道大学が、調査研究の一環として4月12日に札幌市中央区北海道大学構内で回収し、13日にA型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が確認されたキツネの死亡個体1頭について、本日(14日)、同大学で遺伝子検査を実施したところ、高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5亜型)が確認された旨、環境省より連絡がありました。</p> <p>○ 本件は、3月13日以降に回収し、高病原性が確認された5事例の死亡野鳥(ハシブトガラス)と同一地域内において継続して発生したものであり、国や道の対応マニュアルに基づき、回収された地区名を公表するものです。</p> <p>〈今後の道の対応〉</p> <p>(1) 石狩振興局は、野鳥監視重点区域において監視を強化します。なお、現時点で道内において、野鳥の大量死等の異状を認める報告はありません。</p> <p>(2) 回収地点から半径3kmの区域内にある家きん飼養農場については、飼養家きんに異状がない旨を確認済みです。</p> <p>(3) 北海道海外悪性伝染病警戒本部幹事会構成員には、情報共有をもって発生予防対策の徹底を図ります。</p>		
参考	<p>○ 高病原性鳥インフルエンザは、感染した鳥と密接に接触するなどの特殊な場合を除いて、通常では人に感染しないと考えられています。日常生活においては、過度に心配する必要はありません。</p> <p>○ キツネの感染は、海外では複数事例、国内では昨年、道内で1事例確認されていますが、高病原性鳥インフルエンザに感染した鳥の捕食により感染した可能性が示唆されており、キツネ同士の感染は確認されていません。また、日常の生活で、感染した動物から人に感染することはないと考えられます。〔環境省情報〕 (なお、道内では昨年4月にキツネ及びタヌキにおいて、高病原性鳥インフルエンザの感染が確認されています。)</p>		
報道(取材)に当たってのお願い	<p>○ 死亡していたり、衰弱している鳥などの野生動物を見つけても、素手で触らない、触った場合は手洗いするなど、死んだ鳥などの野生動物との接し方について注意喚起をお願いします。</p> <p>○ 高病原性鳥インフルエンザ発生防止のため、引き続き、家きん飼養農場における飼養衛生管理の自己点検や消毒の徹底について、積極的な報道による注意喚起をお願いします。</p>		
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク	環境省、石狩振興局	
担当(連絡先)	<p>・環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係(担当者:鈴木) TEL:011-231-4111(内線24-381)ダイヤルイン:011-204-5223</p> <p>・農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生係(担当者:横田) TEL:011-231-4111(内線27-758)ダイヤルイン:011-204-5441</p>		